

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項中「市民協働・女性活躍推進課 協働推進係 公民館係 女性活躍推進係」を「市民総活躍推進課 市民総活躍推進係 公民館係」に改め、同条くらし文化部の項中「文化スポーツ振興課 スポーツ振興係 文化振興係 市民会館係」を「文化スポーツ振興課 スポーツ振興係 文化振興係 文化センター係 市民会館係」に、「防災安全課 防災係 消防団係 地域安全係」を「防災安全課 防災・消防団係 地域安全係」に改め、同条健康福祉部の項中「福祉政策課 地域支え合い推進係 地域包括ケア推進係」を「福祉政策課 地域支え合い推進係 高齢者支援係」に改める。

第5条街づくり推進係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「対策」を「利活用」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号及び第13号を削り、第14号を第11号とする。

第6条（見出しを含む。）中「市民協働・女性活躍推進課」を「市民総活躍推進課」に改め、同条協働推進係の項中「協働推進係」を「市民総活躍推進係」に改め、第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加え、同条女性活躍推進係の項を削る。

- (11) 女性の職業生活における活躍及び男女共同参画社会の促進に関すること。
- (12) 女性の権利に係る相談に関すること。
- (13) 女性関係団体の指導及び育成に関すること。

第15条文化振興係の項を次のように改める。

文化振興係

- (1) 文化行政施策の企画、推進、調査及び研究に関すること。
- (2) Art-Space TARNに関すること。

第15条文化振興係の項の次に次の1項を加える。

文化センター係

- (1) 文化センターにおける事業の企画、推進、調査及び研究に関すること。
- (2) 文化芸術団体の支援に関すること。
- (3) 文化センターの使用許可及び維持管理に関すること。
- (4) 文化センターの使用料の徴収及びその他の収入に関すること。
- (5) 文化センター・市民会館運営審議会に関すること。

第16条防災係の項中「防災係」を「防災・消防団係」に改め、第14号を第19号とし、第13号の次に次の5号を加え、同条消防団係の項を削る。

- (14) 消防団に関すること。
- (15) 消防水利の開発及び保全に関すること。
- (16) 消防作業従事者等の公務災害補償に関すること。
- (17) 消防施設に関すること。
- (18) 奈良県広域消防組合に関すること。

第17条を次のように改める。

(福祉政策課の事務)

第17条 福祉政策課の事務分掌は、次のとおりとする。

地域支え合い推進係

- (1) 福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関すること。
- (3) 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整並びに各専門職との連携に関すること。
- (4) 地域支援事業交付金等の手続に関すること。
- (5) 一般介護予防事業に関すること。
- (6) まちかど相談室、地域包括ケア広場及び健康ステーションに関すること。
- (7) 地域包括支援センターの統括及び総合調整に関すること。

- (8) 在宅医療と介護の連携に関する事。
- (9) 生活支援体制の整備に関する事。
- (10) 部及び課の庶務に関する事。

高齢者支援係

- (1) 高齢者福祉に係る調査研究及び企画に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画に関する事。
- (3) 認知症施策に関する事。
- (4) 高齢者虐待に関する事。
- (5) 成年後見制度の利用促進に関する事。
- (6) 介護予防・生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く。）に関する事と。
- (7) 地域ケア会議及び自立支援型ケア会議に関する事。
- (8) 高齢者福祉サービスに関する事。
- (9) 高齢者の生きがいつくりに関する事。
- (10) 高齢者福祉に係る相談及び支援に関する事。
- (11) 社会福祉法人の指導監査及び許可等に関する事。
- (12) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による養護老人ホームへの入所措置に関する事。
- (13) 老人ホーム入所判定委員会に関する事。
- (14) 社会福祉事業団に関する事。
- (15) 養護老人ホームふるさと園及び特別養護老人ホームふるさと園に関する事。
- (16) 多世代交流広場に関する事。

第20条地域医療推進係の項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 献血の推進に関する事。
- (6) 骨髄ドナー支援事業の助成に関する事。

第20条健康推進係の項第8号中「精神障害者の保健」を「精神保健」に改め、同項に次の1号を加える。

(12) 健康づくり計画てんりに関すること。

第25条商工観光係の項に次の2号を加える。

(7) トレイルセンターに関すること。

(8) 観光物産センターに関すること。

第42条第1項ただし書中「事務簡素化」を「事務の合理的かつ効率的な執行」に改め、「部長」の次に「、特命理事、理事」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(天理市庁舎管理規則の一部改正)

2 天理市庁舎管理規則（昭和41年10月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「市民協働・女性活躍推進課長」を「市民総活躍推進課長」に改める。

(天理市消費生活センターに関する条例施行規則の一部改正)

3 天理市消費生活センターに関する条例施行規則（平成28年3月天理市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長公室市民協働・女性活躍推進課」を「市長公室市民総活躍推進課」に改める。